

第2回安城市自治基本条例策定審議会 議事要旨

- ・ 日程 平成20年7月11日(金)午前10時~午前11時20分
- ・ 場所 安城市役所 本庁舎3階 大会議室
- ・ 出席者
 - (1) 委員 安藤幹彦、大見賢治、大参斌、鳥居玄根、太田克子、神谷輝幸、神谷由美子、舩尾恭代、木村正範、松浦満康、杉浦武雄、荻野留美子、榊原平、昇秀樹、神谷和也
(欠席：伊藤明、加藤泰司、鳥居博幸、細井倭子、入江容子)
(敬称略)
 - (2) 事務局 企画部長、企画部行革・政策監、企画政策課長、企画政策課主幹

【事務局】

皆さんこんにちは。ただ今から、第2回安城市自治基本条例策定審議会を開催いたします。本日の会議におきましては、地球温暖化対策の一環として、室温を28度に設定しておりますので、ご理解とご協力をお願いします。職員につきましてはノーネクターで出席させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

最初に市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章は次第の裏面に印刷してございますのでご覧ください。

《市民憲章唱和》

【事務局】

ありがとうございました。ご着席ください。今回の審議会に傍聴の方が見えますので、ご報告させていただきます

それでは、はじめに鳥居会長からごあいさつを申し上げます。

【会長】

皆さんこんにちは。お忙しいところ本日の会議にお集まりいただきありがとうございます。本日第2回ということで、すでに2月に行いまして、3ヶ月後くらいに第2回をやるということであったようでございますが、その後諸々の事情により本日第2回となりました。とりわけ市民会議での議論が活発に真剣に進められておりますので、今日はそのあたりのことを中心にして皆様方に情報として共有していただきたいと思い本日の会議が設定されています。あらためて申し上げるまでもなくこの条例、安城市においては全く始めての市民の手による条例ということで、他に誇りうる、また市民にとっても非常に親しまれる条例の作成に向けての皆さんのご議論がいただければ幸いです。

私事になりまして誠に恐縮ですが、第1回の会議に欠席しておりまして、皆様方に大変ご迷惑をおかけしました。本日以降、誠心誠意やっけてまいりますのでよろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたり挨拶とさせてい

たきます。

【事務局】

ありがとうございました。ここで、委員の交代がありましたので、ご報告させていただきます。5月の臨時市議会におきまして、議長、総務企画常任委員長が代わられました。市議会議長に木村正範議員、総務企画常任委員長に松浦満康議員でございます。また、社会福祉協議会会長が6月に大見賢治様に交代されました。今後ともよろしくお願いいたします。

本日は、連合愛知三河西地域協議会副代表の伊藤委員、青年会議所理事長の加藤委員、あいち中央農業協同組合長の鳥居委員、国際ソロプチミスト安城会長の細井委員、学識経験者の入江委員は他の用務と重なっており、ご欠席でございますのでご報告をいたします。

それでは、本日は第1回目の審議会から時間が経過していることと、具体的に自治基本条例とはどういうものかを知っていただくためにも学識経験者の名城大学教授昇秀樹先生に一般的な自治基本条例の内容や枠組みをお話しいただきたいと思います。それでは昇先生、よろしくお願いいたします。

講話【昇秀樹 名城大学教授】

2月のときに自治基本条例の5W1Hということをお話ししました。今日は、添付資料で自治基本条例の類型というのがありますが、自治基本条例といわれているものの中には、一般的な自治基本条例、これが資料では、「1.自治基本条例タイプ」とありますが、これ以外で、2番目の住民参加条例タイプ、3番目に行政運営条例タイプ、4番目に議会基本条例タイプと4類型で紹介されています。前回申し上げましたように、自治基本条例というのは自治体の憲法といわれているものです。憲法と他の法律・条例との違いは、法律・条例は、国民・住民に対する命令です。道路交通法で、例えばこの道路は40キロ以内で走りなさいというのは、国、県の権力者から国民・住民に対する命令です。それに対して憲法は、国民・住民ではなくて権力者に対してです。日本国憲法99条には、国務大臣やその他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負うと書いてあります。これが近代的な憲法です。前回の復習になりますが、聖徳太子が十七条憲法をつくりました。それはそれで立派なことなんですが、権力者である天皇家の聖徳太子が自分の部下である公務員、国民に対して、「和をもって尊しとなす」を守りなさいと示した文章です。ですから憲法ですが近代的意味での憲法ではありません。近代的意味での憲法というのは、権力者に対する命令であるかどうかです。日本国憲法に国民の義務は定めてありますが非常に少ないです。納税の義務と教育の義務と労働の義務の3つだけです。だから日本はダメになったんだとおっしゃられる方もいますけども、それはそれで一つの考え方なんですが、法律学の判断からするとそれは間違った考え方です。そもそも国民・住民に対する命令を憲法に書いてはいけないというわけではないですが、書いてもいいんですけども、だから日本国憲法で3つだけ書いてあるんですけども、それは主従の従です。日本国憲法のほとんどは権力者に対する命令です。思想表現の自由を権力者は侵してはだめですよ、あるいは、権力を行使するときに三権分立を守らなければだめですよ、あるいは、中央政府だけでやるのではなくて地方自治体をつくって権力を行使しないとだめですよ、とういように権力者に

に対する命令です。これが近代的意味での憲法です。そこで、今、大口町長さんから相談を受けていまして、大口町さんが、類型の2番目の住民参加条例タイプをつくらうとしていまして、どういうふうにつくったらいいんだろうということを、県の委員会で一緒だったこともあって相談を受けているんですが、憲法なのか、普通の条例なのか、権力者に対する命令なのか、住民に対する命令なのか、自治基本条例なるものなのか、普通の条例なのか、整理して考えたほうがいいですよというアドバイスはできます。町長さんは憲法にしたいとおっしゃいましたので、それじゃあ住民に対する命令の部分は別の下位の条例でつくって、権力者である町長さんや町議会に対する命令を書くような条例にしたほうがいいのかということでも今手直しをしていただいている最中ではないかと思えます。

少し権力の話をしておきます。権力の定義は、相手の同意を得ずに、相手の財産、相手の体の一部、あるいは命までも合法的に奪うことのできる力です。英語で言うと power です。暴力団も似たようなことをやっていますが、これは違法です。やっていることは、相手の同意を得ずに財産を奪ったり、あるいは殺したりすることで一緒なんです。民間がやると違法で、政府、国がやると合法でできる。近代という意味は、権力が政府、国家に一元化されたこと、これが政治学でいう近代の定義です。中世、近世は、多様な主体が権力者でした。ヨーロッパで生まれた考え方ですが、ヨーロッパでは、皇帝も権力者、国王も権力を持っています、教会も権力を持っています、様々な組合も権力を持っています、いろいろな権力者が存在するのが中世、近世の定義です。それを国家に一元化するんです。これが近代革命です。近代は、様々な権力者があったものを国家、政府に一元化するんです。近代国家になった以上は、権力者というのは、中央政府と地方政府だけなんです。日本もそうですが、トヨタが2兆円の利益を上げていますが、相手の同意を得て、プリウスを買ってもらって2兆円の利益を上げているんです。安城市役所は強制的に固定資産税をとっています。これは市役所しかできません。あるいは県庁しかできません。あるいは日本国政府しかできません。これが近代国家です。権力というのは、今我々資本主義でやっていますが、市場が減退してきますと権力がないと秩序を維持できなくなります。もし権力がなかったら、若い男性は物食って、棒切れで殴って走って逃げていくと、お年寄りとか女性は商売できません。そこに警察がいて処理してくれると市場取引が守られます。だから権力は必要なんです。権力がなかったら治安は維持できない。ただし、権力は使い方を誤るとものすごく怖いものです。北朝鮮の金正日がありますが、権力は必要なんです。濫用されやすい。濫用されないための様々な仕組みが近代国家には工夫されている。その一つが近代的意味での憲法という仕組みです。権力者に対する命令です。国民が権力者に対して権力を委ねるわけです。信託するわけです。権力を委ねるときの条件が憲法です。日本国憲法でいうと、主権者は日本国民です。日本国民が総理大臣であったり、国会議員であったり、権力を委ねるわけです。安城市民は、安城市長に、安城市議会に権力を委ねるわけです。その時に無条件で委ねているのではありませんよというのが近代的意味での憲法です。

権力者に対する命令としての近代的意味での憲法を安城市役所でつくるとして、どういう内容にすべきかということですが、市役所の構成というのが、主権者は住民です。住民が選挙で市長を選びます。同時に議員さんを選びます。議員さんからなる議会という機関が構成されます。市長さんの下に副市長さん、部長さん、課長さんがいて、執行部が形成

されます。日本の県、市町村というのは、大きく分けてこの3者の構造です。憲法は権力者に対する命令です。まず考えられるのは、市長さんあるいは市職員が守るべきものが自治基本条例です。もともとの沿革はそうです。北海道のニセコ町の第1期まちづくり条例が一番最初の自治基本条例です。執行部が守らなければいけない内容、ニセコ町長さん、町役場の職員に対する命令です。ニセコ町は最初からこれだけでは不完全だということを認識していました。権力者は町長さんだけではない。町議会も権力者である。これも近大国家が権力の濫用を防止する仕組みなんですが、法治主義、法の支配です。権力を作動するときには必ず国民・住民の代表である国会、地方議会の議決を経た法律、条例の根拠が必要なんです。これが権力の濫用を戒めるための2番目の仕組みです。介護保険料でも税金でも必ず条例の根拠が必要になります。そういう意味で議会も権力者です。その議会に対する命令が2つ目の議会基本条例です。資料の類型で議会基本条例タイプがありますが、栗山町や北名古屋市、三重県は議会基本条例だけあります。行政基本条例はないんです。ニセコ町は、まず行政基本条例をつくりました。でもこれだけでは不十分だということを認識していて、将来は議会基本条例もこれに盛り込むんだということで、ニセコ町のまちづくり条例が改正されて、今の第2期まちづくり基本条例は、町長さん以下執行部に対する命令と議会に対する命令と2部構成になっているのが今のニセコ町の基本条例になります。

また、3つ目のタイプの条例として、大口町がそうであったように住民の参画と協働の条例というようなタイプの条例をつくるどころがでてきた。その時にその性格が問題になった。これは憲法なのか普通の条例なのか。大口町の条例は両方の特徴が入っています。権力者に対する命令と住民参加、住民との協働を大事にするために町役場はこうしないといけないという形の条例は憲法になります。そうではなくて、住民はこうしないといけないとつくれば普通の法律、条例になります。21世紀以降は、住民参加条例タイプというのが結構できてきて、しかもその中身は単なる住民に対する命令だけでなく、権力者に対する命令も入っているものも結構ある。

住民が参画するときに、参画しようと思っても情報が公開されていなかったら参画しようがないじゃないか。住民が参画しようと思ったら、公募委員という制度があって参加できる制度になってないとだめじゃないか。あるいは住民が判断できることで、住民が直接判断したいことは住民投票条例がないとだめじゃないか。住民に対する命令ではなくて、住民参画に関わって権力者に対して命令しないといけないこともあるのではないかな。そういう意味でいくと住民参画に関する自治基本条例として3つ目のタイプがある。

総合的にいえば、1, 2, 3を全部規定しているのが現段階での自治体の憲法のフルコースです。ただし全部書いてあるけども、行政基本条例がメインの、行政基本条例タイプに位置づけられる条例が一番多い。ニセコ町のように議会のことも加えてあるところ、あるいは、そもそも1本の条例ではなく、行政基本条例をつくって、それから議会基本条例をつくることもある。

基本的に今あるのは、行政基本条例、議会基本条例、住民参画条例の3類型である。参加よりも参画のほうが参加の割合が高いといわれているので、参加よりも参画を使う場合が多い。例えば、男女共同参画社会といいますが、男女共同参加社会とはいわない。これは言葉のニュアンスの問題でどちらでもいいが、時代の大きな流れとしては参加から参

画へとなっている。

現在の日本における自治体の憲法というのは、この3類型であるが、ニセコ町のように、行政基本条例と議会基本条例の組み合わせがあり、理論的に言えば、あまりないが議会基本条例と住民参画条例の組み合わせもあり得る。また、行政基本条例と住民参画条例の組み合わせもある。全ての組み合わせもある。将来はさらに4番目の形があるのではないかと考える。それは、今ある3類型は主体の問題で、主体がどうするかを明確にすることが自治基本条例であった。つまり、どういう手続きで物事を決めるかという規定が多い。本当は、中身の話もつくれたらいい、安城市のまちは何を第1に置くか、市長さんや議会が政策をつくるときに、環境を1番に持ってくるのか、福祉を1番に持ってくるのか、それとも環境と福祉が両方とも同じくらい大事なのか、まだ日本の自治体でそれをやっているところはありません。ただし、4番目がなかったら、極端に言うところの市町村の憲法も同じになる可能性がある。もちろん手続きで、住民投票条例を入れる、入れないなどの差はありますが、本当に安城市らしい憲法をつくるのなら、安城というまちはこれまでどのような歴史を歩んできて、これからどういうまちを大事にしていくのかまで踏み込めるかどうか。難しいと思いますので、ニセコ町のようにとりあえずできる部分だけやっておいて、将来、可能になるのであれば、その段階で変えても良い。だから憲法改正手続きがある。今は安城市においてはここまでできるから、行政基本条例の部分を中心に、あとの議会や住民参画は簡単にしておいて、将来はもう少し膨らませようというやり方のところが多い。ニセコ町の場合は、議会の部分を膨らませた。

これから議論して、安城らしさとは何なのか、予算配分であったり、スタッフの配分であったり、何に重点を置いていくのかを入れられると、日本で初めての自治体の憲法になる。可能性があるのは前文です。前文の中で、安城市の価値観を出すことは可能です。意見の集約を繰り返し、市民の大多数はこういう安城市を望んでいるのかということを見出すことができるかどうか求められる。

安城市がつくろうとしているのが、どのタイプの条例なのか、自治基本条例も1本にまとめるのではなくて、行政基本条例、議会基本条例、住民参画条例と個別に3本の条例があって、この3本が安城市の自治基本条例ですという方法もある。

日本の自治基本条例、自治体の憲法というものは、まずは、行政基本条例が生まれ、次に議会基本条例が生まれ、住民参画条例が生まれ、そして、それらをセットにするような条例も生まれてきた経緯があるということです。

【事務局】

ありがとうございました。昇先生からお話しをいただきました。せっかくの機会ですのでご質問があれば若干、時間をとりたいと思います。

《質問なし》

【事務局】

ご質問が無いようですので、次へ進めさせていただきます。

続いて協議事項に入らせていただきます。これ以降の議事の進行を鳥居会長にお願いし

ます。

【会長】

それではただ今から協議事項にはいらさせていただきます。本日の協議事項は、「市民会議の検討内容について」でございます。まずは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

現在、自治基本条例を考える市民会議のメンバー35名で安城市らしい自治基本条例の素案を検討していただいています。昨年12月14日に第1回市民会議を開催し、現在までに10回開催いたしました。詳細につきましては市民会議代表の杉浦武雄委員から説明していただきます。

【委員（市民会議代表）】

それでは、私から安城市自治基本条例を考える市民会議の検討状況を報告いたします。

これまでに会議を10回開催しています。会議の内容につきましては、まずは、人の話に耳を傾ける傾聴と、もう一つは、大声で話しをしない、わかりやすく話しをすること、これからのめざすべき安城の自治基本条例のホネグミをつくるんだという気概を一人ひとりもっていただくことが根幹であるように思います。

現在は4つのブロックに分けて検討を進めています。自治基本条例の前文、基本原則、市民参加、市民の役割と責務、議会の役割と責務、市職員の役割と責務という形で審議をさせていただいています。4つのブロックそれぞれで進めているため、役割分担、情報公開、市政の運営等について細部にわたって意見を出しているところでもあります。また、この会議については、前日までに申し込みいただければ、どなたでも傍聴ができるようにしています。議会の傍聴に準じているため、傍聴者に発議権、表決権は与えていません。また、35名のメンバーの意見だけでまとめていいのかという声もあり、すでに出前講座等も始めています。1つとしては、明治用水土地改良区の理事長を招いて日本デンマークの歴史について話を伺うなどして進めています。また、私の地元の老人クラブの会合で出前講座をさせていただきました。最初はとっつきにくいという声もありましたが、なぜ必要かということについて説明しました。今までは行政側の方から料理で例えるなら、食材も用意し、料理もつくって、我々はただ食べるだけという感じだったが、これからは、我々が食材を選び、料理をし、我々が食べて、その味がおいしいかまずいか、改善するかということでお話しをさせていただきました。まず、一般市民に知っていただくと思い出前講座をさせていただきました。

後ほど話もあるかと思いますが、7月13日にシンポジウムを予定しています。昇先生にきめ細かく、初心者の人にもわかりやすくお話しただけということで、一人でも多くの皆さんが、このシンポジウムに参加していただけるよう呼びかけをしております。

また、既に自治基本条例を施行している自治体の取り組み、条例の内容を比較勘案しながら審議を進めております。まだきちとした条例案はできておりませんが、あまり拙速することなく、これからの住みよい安城をつくるための体系ですので、しっかり落ち着いてつくろうということで、先日も副会長1名と一緒に議会にも呼びかけをさせていただきました。

ました。議会とも風通しを良くしながら自治基本条例のあり方について、これから相互に研究していこうと思っています。

【委員（市民会議代表）】

本日の資料の中に、あんき会の木というのがあって、非常にわかりやすいイメージで、この絵を参考にして話し合いを進めています。どの項目も、メンバー一人ひとりの思いがあって、4つのグループで話し合っているんですが、いろんな意見、いろんな思いが出ています。間違っているのではなく、一人ひとりの意見が違うということです。どれも自分の思いがこもっているので大変紛糾しています。今シンポジウムの話もありましたが、もっとたくさんの人の意見を聞きながら、思いを集めてできた条例になるといいなと思っています。

【委員（市民会議代表）】

あんき会で条例の内容の検討に入っているのですが、その前の段階で条例を考える上で、あんき会のメンバーがもっと勉強しないといけないと思い、安城のことをもっと知ろうということで自主的な勉強会を企画しました。1回目は古戦場巡りということで、安城市歴史博物館に集まりまして、周辺の古戦場をまわり歴史について学びながら、意見交換を行いました。2回目は、やはり安城のまちの成り立ちの原点は明治用水であり、そこから日本デンマークとして発展してきた。日本デンマークは、農業の振興だけではなく、住民の自治だったのではないかと考え、勉強させていただきました。

また、私自身ですが、栗山町の議会の視察をしてきまして、議会基本条例がどんなものなのかについて見てきました。条例の内容を検討するにあたって、あんき会のメンバーも勉強しないといけないということで、今日も一人メンバーの方が傍聴に来ています。

これからある程度内容の大枠ができてきたら、メンバーだけで決めていくのではなくて、多くの市民に関わって意見を聞きながら内容を精査していかなければいけないと思い、P Iに重きを置いていきたいと思っています。そのために企画していますが、今回のシンポジウムで単に聞いてもらうだけのシンポジウムではなくて、来た人に参加してもらおうと思い、シール付けアンケートをやろうと考えています。これは市民会議からの提案です。それから七夕まつりにブースを出して、あんき会の活動を知っていただき、自治基本条例がどんなものなのかを知っていただけるような機会を用意しようと準備を進めています。それから検討段階ですが、中学校区単位くらいで出前講座を考えています。この自治基本条例は多くの市民に関わってもらって、自分たちの住むまちのことを決めていくんだ、自分たちで良くしていくんだという意識を高めていかなければ、せっかくの自治基本条例もかたちだけのもの終わってしまうのではないかといい心配もありますので、我々あんき会のメンバーが中心になって、住民の意識を高めていくようにしていきたいと思っています。

【会長】

ありがとうございました。市民会議の内容について報告がありました。質問等がありましたらお願いします。

【委員】

出前講座について、年齢はどれくらいの方が対象ですか？

【委員（市民会議代表）】

まだ概要については検討中ですが、先日私がさせていただいたのは、これまでの安城市を築いてこられた社会的経験豊かな高齢者の方の安城市への思い、また自治基本条例をどのように考えていきたいかということを中心に講座をさせていただきました。高齢者の貴重な意見をこの条例の中の趣旨、目的においても何らかの形で盛り込みたいと考えています。

【委員（市民会議代表）】

まちづくり市民会議の環境委員会で、講座を開くというよりも皆さんの意見を聞くという形で行いました。そこは大学生さんもいる会ですが、若い人たちの意見もすばらしいと思いました。まだまだ検討段階でどういうふうに進めていくのか決まってないのですが、個人的には、希望があれば中学校、高校でやってもいいと思っています。

【委員（市民会議代表）】

ぜひ中学生、高校生、できれば小学生にも講座やワークショップというかたちで一緒になって参加して、子どもは子どもの思いでどんな安城市の基本条例にするのかを考えてもらいたい。これから安城市の担い手になっていく子どもたちですので、小さいときから自分たちで考えて思いを伝えるということを経験してもらいたい。私自身、安城まちの学校という市民活動をしていて、そちらで何度か講座を開いたことがあるのですが、どうしたら小さな小学生にでも自治基本条例について考えてもらえるのかを考えているところで、あんき会の次の段階で、条例の内容がある程度できてきたところで、子どもたちに入ってもらって内容について意見をいただきたいと考えています。

これからあんき会でも議題に上げて、出前講座をどうしていくか議論していきたいと思っています。

【委員】

ありがとうございました。私も自治基本条例をつくるにあたっては、中学生以上は出て行かなければいけないと思っています。大人の目線だけでつくるのではなくて、子どもたちの未来にも関係してきますので、中学生くらいになりますと子ども議会をみていただきますとわかりますように非常に感性がいいので、我々も参考になる部分も多くあります。中学生にもなれば、十分参加できると思います。またP Iを広めるためには、子どもを巻き込むと非常に大きな力になります。いわゆる口コミですが、家庭内で話題になれば大人たちの関心につながり大きな力になると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

【委員】

戦後、民主主義ということで日本は、憲法の下で制度的にはつくられていますが、私の実感として諸外国、先進国と比べると市民性は育っていないと思います。諸問題に対して

市民が立ち上がってまちづくりや国づくりを考えるという市民性です。日本は封建制度を引きずっていて、お上の言うことを聞いていれば間違いないだろうというお上意識の土壤があるなかで、この基本条例ができるというのは画期的だと思います。そして、あんき会のメンバーが、できるだけ多くの人の意見を聞いてつくっていききたいという姿勢はとても大事だと思います。そのために出前講座等をやって積極的に意見をまとめていききたいという方向性もいいと思いますので、これを機会に条例そのものも大事ですが、市民性も育っていくと、いいまちができていく土壤になると思います。

もう一つ、昇先生の話聞きまして、憲法と自治基本条例の位置関係や役割は良くわかりましたが、自治基本条例の中で住民の権利として住民投票を考えようということもありますが、安城市は住民投票できるようになっているのかどうか。なければ、条例に盛り込むのに問題ないのかどうか、要するに、既定の法律、憲法の中で、この条例をつくっていく上での問題点があるのかどうかをお尋ねしたい。

【委員】

住民投票条例がない段階で、自治基本条例で住民投票のことを規定するのであれば、どういう場合には住民投票にかけなければいけないという権力者に対する命令を条文の中に書き込む、あるいは、住民投票にかけるとして、細かい規定は下位の条例で定めるとするのが一般的です。住民自治のツールである情報公開条例があって、個人情報保護条例があって、行政手続条例があって、様々な都市計画関連の条例があって、その集大成として自治基本条例をつくるというのが一番オーソドックスなつくり方です。ただ、全部揃っているところはほとんどないので、理想的な姿は、既にある情報公開条例などは、基本的なエッセンスだけを自治基本条例の中に入れておきます。細かいことは、情報公開条例で定めますというように、既にあるものを位置づけるものと、今はないけども、市民にとって重要で、かつ市民が判断できるものについては、住民投票にかけられることとして、具体的なことは、下位の条例で定めるとして、おいおいつくることもできます。

【委員（市民会議代表）】

北海道の栗山町に視察に行ったときに、栗山町には議会基本条例があって、これから行政基本条例をつつていこうということを議員さんがおっしゃっていましたが、もう一つ教育基本条例ができて3本柱だという話を聞きました。教育基本条例と自治基本条例との位置づけについてお聞かせください。

【委員】

例えば環境基本条例は、自治基本条例の下位に位置している条例ですが、環境部門では一番格の高い条例です。つまり3層構造で憲法としての自治基本条例があって、環境基本条例があって、その下に様々な条例がある。教育基本条例も同様で、自治基本条例があって、教育基本条例があって、その下に小学校や中学校に関する条例があるのが一般的だと思いますが、つくろうと思えば、教育に関しての憲法として権力者に対して、市長さんであったり、教育委員長さんであったり、教育長さんに対する命令としてつくることも可能

だと思えます。

【会長】

他に質問がないようですので、これで協議事項を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。その他といたしまして事務局より1点お願いを申し上げます。

【事務局】

お手元に緑色のシンポジウムのチラシを入れさせていただいております。あさって7月13日(日)午前10時から市民会館の3階大会議室において自治基本条例シンポジウムを開催いたします。本格的なパブリックインボルブメントのスタートとしての位置づけでもあります。本日お見えの昇先生その他、パネルディスカッションとして名古屋大学の村山先生、あんき会から荻野副会長さん、安城市長にパネリストとして参加していただきます。お時間の都合がございましたらお誘い合わせの上、ご参加いただきたいと思います。

【事務局】

次回の審議会は、今後も市民会議の進行状況にあわせて開催しますので、決まり次第お知らせいたします。

これをもちまして第2回安城市自治基本条例審議会を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。